

転職・就職先での即戦力！ 宅地建物取引士の取得を目指せます！

宅建スキル養成科

訓練目標

不動産取引における知識を取得して、重要項目の説明などの宅地建物の取引に関する業務ができるようになり、宅地建物取引士の資格を目指すことで、専門分野での早期安定就労を目指す。

取得を目指す資格：宅地建物取引士
想定される就職先：不動産・金融業界・建設業界等

訓練期間 令和8年6月16日(火)～令和8年10月15日(木)

訓練時間 9:30～16:10 (放課後にキャリアコンサルティングを行うことがあります)

訓練施設 日建学院 長野校

訓練施設住所

長野県長野市吉田5-26-6

募集期間 令和8年3月16日(月)～令和8年5月22日(金)

定員 11名 ※募集締切時点で応募者が8名に満たない場合は、開講できない可能性があります。

選考日 令和8年6月2日(火)13:00～

受付は12時40分から12時55分まで。

選考方法

職業適性検査(筆記)・面接

選考会場 / お問合せ先 長野県長野技術専門校

当訓練コースについてのお問合せは「長野県長野技術専門校」へお願い致します。

選考会場住所 / お問合せ連絡先

長野県長野市篠ノ井布施五明3537

TEL:026-292-2341 FAX:026-292-2342

訓練費用 テキスト代：5,000円 検定料の標準的負担額(任意)：8,200円

申込先 お住まいの地域を管轄するハローワーク

- ◆ ハローワーク長野 Tel:026-228-1300
- ◆ ハローワーク飯山 Tel:0269-62-8609
- ◆ ハローワーク篠ノ井 Tel:026-293-8609
- ◆ ハローワーク上田 Tel:0268-23-8609
- ◆ ハローワーク須坂 Tel:026-248-8609
- ◆ ハローワーク大町 Tel:0261-22-0340

ハローワークに求職の申し込みを行い、就職相談の結果、訓練受講が必要と認められた場合にハローワークから受講申込書が交付され、応募方法等の説明があります。



—施設見学随時受付中!—

必ず事前にご予約下さい。(連絡先は裏面参照)

見学可能時間 月曜日～木曜日 13:00～17:00

(上記間内でも閉館している場合がありますので必ず事前にお問い合わせください)

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

この職業訓練は、「国との協議が整うこと」及び「県の令和8年度予算成立」が開講条件となります。

社会	入校式、修了式	
オリエンテーション	ガイダンス・安全衛生(受講上の注意、カリキュラム説明、訓練受講～就職までのスケジュール、通学のマナー、緊急時の連絡について、苦情受付について、教科書説明、情報機器作業と安全性について)	3h
就職指導・就職支援	デジタルリテラシー応募書類(履歴書・職務経歴書)の効果的な書き方、面接の受け方、(内キャリアコンサルティング4h)	10h
権利関係	民法、借地借家法、不動産登記法、区分所有法、問題解決講義	93h
宅建業法	宅地建物取引業法及び同法の関係法令、問題解説講義	60h
法令上の制限	都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、国土利用計画法、農地法、盛土法、問題解説講義	45h
税法・その他	税法、地価公示法、需給と取引の実務、不動産鑑定評価	18h
権利関係の要点演習	民法、借地借家法、不動産登記法、区分所有法に関する知識の強化	45h
宅建業法の要点演習	宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する知識の強化	30h
法令制限の要点演習	都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、国土利用計画法、農地法、盛土法に関する知識の強化	27h
税法・その他の要点演習	税法、地価公示法、需給と取引の実務、不動産鑑定評価に関する知識の強化	12h
不動産業務知識強化演習	民法・特別法、3大書面・8種制限等、建築基準法・都市計画法等、税法等、特に重要な知識の強化	36h
宅建全般の実践演習	権利関係・宅建業法・法令制度・税法その他のこれまでに修得した学習内容について再確認	30h

総訓練時間 409h

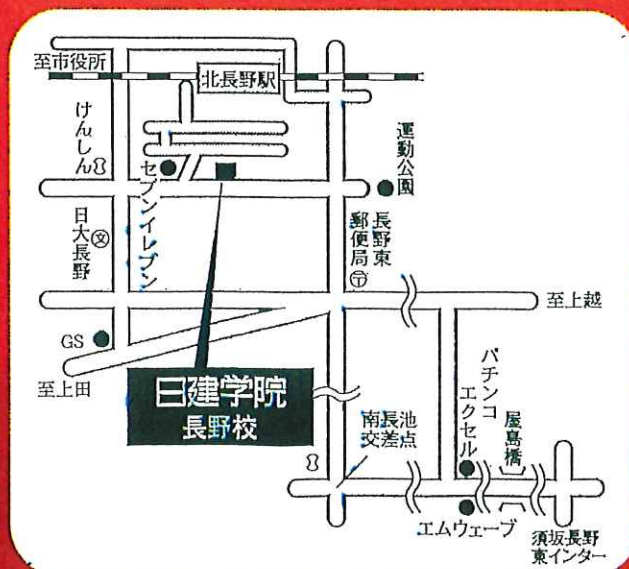
訓練修了後に習得を目指せる資格:宅地建物取引士(任意受験、受験料個人負担、資格登録に条件あり)

委託訓練施設

**日建学院
長野校**

〒381-0043
長野県長野市
吉田5-26-6

Tel: 026-244-4333
Fax: 026-241-9104



駐車場がございませんので、通学の際は公共交通機関をご利用いただくか、周囲の駐車場の手配をお願い致します。よろしくお願いいたします。



日建学院職業訓練【宅建スキル養成科】につきまして

1. 日建学院における職業訓練につきまして

日建学院は全国47都道府県に114校を展開しており、各校において講義のない日程の空き教室を利用し、弊社が各種講座で培った豊富なノウハウを反映した職業訓練を行っております。

2. 職業訓練とは

職業訓練とは求職者を対象に、各種職場における必要なスキルを身に付け早期の再就職を実現するための公的制度です。

職業訓練は「求職者支援訓練」と「公的職業訓練」の2種類にわかれ、弊社では求職者支援訓練と公的職業訓練のうちの「委託訓練」を、国や都道府県から認定・委託を受けて実施しております。

いずれも受講者の殆どは失業保険等の受給をしている方であり、職業訓練の受講は求職活動（または各種給付金の受給条件）となることから、給付金を受給しながら再就職に向けた職業スキルを身に付け養うことが可能です。テキスト代は自己負担ですが、受講料は原則無料です。

職業訓練は履歴書の職歴欄に記載可能な情報であり、また希望する業界の資格取得を目指せることから就職活動に対して非常に有利に役立つという利点がございます。

職業訓練のうち、求職者支援訓練は独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構から認定を受ける、また委託訓練は各都道府県技術専門校から受託をすることで開講が可能です。訓練事業を実施している施設においてはどれだけ良い訓練を計画していても、これらの認定・受託を受けない限りは訓練の実施は許可されず、また認定・受託を受けたとしても受講希望者が一定数集まらないと開講ができないという可能性もございます。

(参考といたしまして日建学院長野校においては、宅建スキル養成科、パソコンスキル実践科、簿記・会計実践科、介護職員初任者研修科といった訓練コースを主に実施しております)

3. 【宅建スキル養成科】につきまして

弊社で行っている宅地建物取引士に関する職業訓練【宅建スキル養成科】では、基礎学習から問題演習といった試験対策学習を行い、その学習を通して訓練生には宅建士として必要なことを学んでいただきます。職業訓練は就職が主目的であり資格取得を目的に受講するものではないのですが、不動産業界や建設業界等における就職では宅建士の保有が大きなメリットとなるため、宅地建物取引士試験の受験に向けた学習が訓練カリキュラムのメインコンテンツとして設定されております。私どもは「日建学院」として職業訓練を運営致しますので、もちろん試験合

格率については強く重視し、そのうえで各種業界にて輝ける人材を輩出することを目的としております。

教材・講義につきましては、弊社の講座事業において職業訓練以外で提供しているテキストや映像講義を使用いたします。

日建学院長野校におきまして、職業訓練では宅建試験申し込み者の合格率は高い時は8割、低い時でも4割という実績を残しております。また、訓練修了者には(試験の可否に関わらず)、建設業・不動産業に就職された方が多くいらっしゃいます。

4. 本年度開講の【宅建スキル養成科】につきまして

訓練期間：令和8年6月16日～令和8年10月15日

募集期間：令和8年3月16日～令和8年5月22日

定員：11名（申込者が8名に達しない場合は不開講となる可能性がございます）

想定される就職先：不動産・建設業界・金融業界等

訓練期間は令和8年6月16日から令和8年10月15日です。講義は一週間のうち基本平日5日間を予定しております、時間帯は9時30分から16時10分です。

（一時限50分×六時限）

○講師の方には、日建学院の教材・映像講義を使用し講義を行っていただきます。

【映像講義】

- ・入門民法講義……権利関係における民法の基礎作り
- ・アプローチ講義……権利関係、宅建業法、法令上の制限における基礎作り
- ・重点講義……本講義。試験対策上不可欠な知識のインプット。
（流れ）講義受講→講師追加解説→知識確認テスト
- ・要点解説講義……本講義2。試験対策上不可欠な知識のうち、重要な箇所のインプット。
（流れ）講義受講→講師追加解説→知識確認テスト
- ・答練……本講義3。試験対策上不可欠な知識のアウトプット練習、確認。
（流れ）答案練習テスト→講義受講→講師解説
- ・その他使用可能な講義……ズバリ解説講義。過去問一問一問に対する短い解説。

【使用教材】

- ・テキスト……日建学院 受験対策テキスト、項目別過去問題集等。
- ・テスト類……日建学院 各種テスト、模擬試験等。

【訓練スケジュール】

仮で別紙「日別計画表」を作成しておりますので、そちらをご参照ください。あくまで仮となりますので、今後変更がかかる可能性がございます。

求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について

認定様式第7の1号「講師一覧」に記入が必要な講師（集団形式で行う就職支援、時間算定対象訓練以外を担当する講師は除く）及び企業実習を担当する講師は、認定基準に基づき次のいずれかの類型に該当する者であること。（法定講習の内容を担当する講師については、法定講習の講師要件にも適合する者である必要があること。）

なお、同じ期間に複数の企業等における実務経験及び指導業務の経験がある場合は、任意の1箇所での経験しか計上できません。そのため、実務経験及び指導経験について、疑義等がありましたら、事前に機構支部にご相談ください。

【求職者支援訓練の講師として認められる類型】

類型1	次のいずれにも該当する者 【1】 担当する科目の訓練内容に関する職業訓練指導員免許を有する者 【2】 担当する科目の訓練内容に関する指導等業務の経験を有する者（※1）
類型2	次のいずれにも該当する者 【1】 職業能力開発促進法第30条の2第2項（職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者）の規定に該当する者 【2】 担当する科目の訓練内容に関する指導等業務の経験を有する者（※1）
類型3	次のいずれにも該当する者 【1】 担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者（※2） 【2】 担当する科目の訓練内容に関する指導等業務の経験を有する者（※1）
類型4	次のいずれにも該当する者 【1】 資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者（※3） 【2】 担当する科目の訓練内容に関する講師としての指導経験を1年以上有する者（※4）
類型5 （※5）	類型1から4に定める者のほか、次のいずれにも該当する者 【1】 職場等において指導する内容に熟知している者 【2】 企業実習を適切に実施できる者

※1 職業訓練等において講師として指導した経験以外に「指導等業務」として想定されるもの。

- ① 「機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務」など、他者からの質問に対して回答する業務
- ② 指導に用いる教材、資料の内容を企画、作成する業務（「作成」には、他者の企画や原稿を資料化するものは含まない。）
- ③ 社内教育で研修部門に属した上で、社内教育を実施する業務（単なるOJTや研修部門に属していただいただけでは該当しない。）

IT分野の科目を担当する講師については、当該分野の専門的な指導経験（職業訓練等における指導経験を含む。）、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であること。

※2 指導等業務の経験を含むことが出来ること。

※3 具体的には、科目の訓練内容に関する資格を有している者（一般的に通用しない資格（自社資格を含む）は認められないこと。）。

※4 「指導等業務の経験」とは異なり、講師として指導した経験に限る。

なお、講師としての指導経験が1年に満たない場合、求職者支援訓練における助手として指導した経験の期間について、その半分の期間を講師の指導経験の期間とみなすことが出来ます。

※5 類型5は企業実習を担当する講師のみが認められるものであること。

(注意) 実務経験及び指導経験については、以下①から④の取扱いに留意してください。

- ① 同一期間ではない実務経験（又は指導経験）が複数ある場合、実務経験（又は指導経験）を合算することができます。
- ② 複数の企業において、同一期間の実務経験及び指導経験がある場合は、重複期間を2重に計上することはできません。
- ③ 複数の企業において、一定期間、実務経験（又は指導経験）がある場合は、重複期間を2重に計上することはできません。
- ④ 実務経験及び指導経験について、端数の日にち（月数未満）がある場合は、切り捨ててください。

(助手について)

実施日が特定されている実技科目にあつては、受講者15人を超えるときは講師を2人以上配置する必要がありますが、2人目以降の講師の代わりに次の要件に適合する者を助手として配置することが出来ます。なお、デジタル系訓練コース（IT分野の訓練コース、又はデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コース）については、受講者20人までは1人、20人超えるときは2人以上の講師（助手含む）を配置する必要があります。

（これに限らず受講者の理解を促す等の理由から「助手」を配置することもできますが、その場合でも次の要件に適合する者であることが必要です。）

○ 訓練内容に関する知識を有し、講師の指示のもと受講者への指導が出来るなど、求職者支援訓練の円滑な実施に必要な業務に従事できる者として訓練実施機関が認めた者であること。

※ 助手であっても、介護職員養成研修などの法定講習で、受講者に指導を行う者について当該資格の指定（認定）権者が特定の要件（指定が必要等）を求める場合にはこれに従うこと。

※ 定員が15人を超える場合で、助手を配置する場合には、講師が主に授業を担当し、助手が授業を支援すること（助手のみ配置（2人）することは認められないこと。）。

【講師要件】

- ・ 求職者支援訓練……別紙「求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について」（求職者雇用支援機構の公開している資料より）をご参照ください。主に類型3を適用し講師登録させていただくことが多いです。
- ・ 委託訓練……「職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者」
（今回開講）もしくは「担当する科目の訓練内容に係る実務経験を5年以上有する者」等。主に「実務経験5年以上」の規定を適用し講師登録させていただくことが多いです。
- ・ 共通事項……登壇のうえ解説を行う際は、ご自身の具体的な経験を交えてお話しいただけると、訓練生の記憶にも残りやすく、また受けていて楽しい授業になり、就職後もその記憶が役立つものと存じます。

募集期間は令和8年3月16日から令和8年10月15日になります。この間に申込者が定員11名中8名に満たない場合は不開講となる可能性がございます。

講師契約に関してましては、業務委託契約という形を取らせていただきます。講師料のお支払いは時限給にて計算となり、一日のお支払いは最大六時限分となります。講師料につきましては弊社本部では多くても時限給2,000円と指示がございますが、今回はその金額を基準として要相談とさせていただきます。

今回の訓練は県の委託訓練となりまして長野技術専門校が開催する訓練になります。訓練生が負担する費用はテキスト代5,000円のみとなります。宅地建物取引士試験はあくまで任意受験となりますが、ほぼ確実に受験していただきたいものとして強く案内をしたいと存じております。

4ヶ月の訓練期間で、不動産業務に関する多くの知識を学んだ宅地建物取引士を1人でも多く輩出する為に、是非とも宅建協会長野支部の皆様にご協力いただければと存じております。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

日建学院 長野校

担当者：田子・山田・青木

TEL: 026-244-4333 FAX: 026-241-9104

Mail: nagano@mx1.ksknet.co.jp

日別計画表案

訓練実施機関名

株式会社 建築資料研究社

訓練科名

宅建スキル養成科(委託訓練) (301教室)

1 か 月 目	月/日	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15		
	曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	訓練内容	ダダ開講式/オリエンテーション(ガイダンス/安全衛生)	水学科 権利関係①入門民法	水学科 権利関係②入門民法	金学科 権利関係③入門民法				月学科 権利関係④アブローチ	火学科 権利関係⑤アブローチ	水学科 権利関係⑥重点講義	木学科 権利関係⑦重点講義	金学科 権利関係⑧重点講義				火学科 権利関係⑨重点講義	水学科 権利関係⑩重点講義	木学科 権利関係⑪重点講義	金学科 権利関係⑫重点講義				火学科 権利関係⑬重点講義	水学科 権利関係⑭重点講義	木学科 権利関係⑮重点講義	金学科 権利関係⑯重点講義			月学科 権利関係⑰重点講義	火学科 権利関係⑱重点講義	水学科 権利関係⑲重点講義	木学科 権利関係⑳重点講義
	成績考査等																										○						
	オンライン																																
時間	3H	6H	6H	6H	6H			6H	6H	6H		6H				6H	6H	6H	6H				6H	6H	6H	1H	6H				6H	100H	

2 か 月 目	月/日	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
	曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	訓練内容	水学科 宅建業法①アブローチ	金学科 宅建業法②重点講義			月学科 宅建業法③重点講義	火 海の日	水学科 宅建業法④重点講義	木学科 宅建業法⑤重点講義	金学科 宅建業法⑥重点講義			土 土	月学科 宅建業法⑦重点講義	火学科 宅建業法⑧重点講義	水学科 宅建業法⑨重点講義	木学科 法令上の制度①アブローチ	金学科 法令上の制度②重点講義	土 土	日 日	月学科 法令上の制度③重点講義	火学科 法令上の制度④重点講義	水学科 法令上の制度⑤重点講義	木学科 法令上の制度⑥重点講義	金 キャリアコンサルティング	土 土	日 日	月学科 法令上の制度⑦重点講義				
	成績考査等																										○					
	オンライン																															
時間	6H	6H			6H		6H	6H	6H	6H		6H	6H	6H	6H	6H	6H				6H	6H	6H	1H			6H					97H

3 か 月 目	月/日	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15		
	曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	訓練内容		水学科 税法・その他①重点講義	火学科 税法・その他②重点講義	水学科 税法・その他③重点講義	木学科 権利関係④/法令上の制度⑤(各3H)	金学科 宅建業法⑥/法令上の制度⑦(各3H)				土 土	月 月	火 火	水 水	木 木	金 金	土 土	日 日	月 月	火 火	水 水	木 木	金 金	土 土	日 日	月 月	火 火	水 水	木 木	金 金	土 土	日 日	月 月	火 火
	成績考査等																																	
	オンライン																																	
時間		6H	6H	6H	6H	6H				6H	6H	6H	6H	6H			6H	6H		6H	6H			6H	6H	1H	6H	6H					109H	

4 か 月 目	月/日	9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15		
	曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	訓練内容	水 突抜 権利関係の要点演習①の答練	木 突抜 権利関係の要点演習②の答練(各3H)	金 突抜 宅建業法の重点演習⑤ 答練		土 土	日 日	月 月	火 火	水 水	木 木	金 金	土 土	日 日	月 月	火 火	水 水	木 木	金 金	土 土	日 日	月 月	火 火	水 水	木 木	金 金	土 土	日 日	月 月	火 火	水 水	木 木	
	成績考査等																																
	オンライン																																
時間	6H	6H	6H			6H	6H			6H	6H			6H	6H	6H	6H	6H			6H	6H		6H	1H			6H			6H	103H	

